

社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 常任理事については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 のとおり費用を弁償する。

(理事長及び常務理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。ただし、所定労働時間外の場合にのみ支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1カ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成13年9月8日から施行する。

この規程は、平成15年9月20日から施行する。

この規程は、平成21年10月3日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月26日から施行する。

この規程は、平成25年9月7日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

<別表 1 >

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円 (週平均 30 時間以上の常勤) 日額 7,000円
常務理事	日額 6,000円
常任理事	日額 5,000円

<別表 2 >

役職名	報酬の額
理事長	6月に支給する額 ・報酬月額150/100 12月に支給する額 ・報酬月額200/100
常務理事	上記に準じる。ただし、報酬月額の3カ月平均額に算定割合を乗じる。

<別表 3 >

役職名	報酬の額
理事長及び常務理事	在籍期間(月数)に4,000円を乗じた額

<別表 4 >

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	4,000円
上記の他、法人業務のための出勤	4,000円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	4,000円
上記の他、法人業務のための出勤	4,000円

(3) 監事

	日額
理事会等への出席	4,000円
監事監査等への出席	4,000円
上記の他、法人業務のための出勤	4,000円